

# 下保谷四丁目特別緑地保全地区 保 全 活 用 方 針（案）

平成 30 年 12 月  
西 東 京 市

## 1 特別緑地保全地区の概要

### 【特別緑地保全地区指定の経緯】

特別緑地保全地区とは、都市における良好な自然的環境となる緑地を、将来に継承するため、開発行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。（都市緑地法第12条）

西東京市（以下「市」という。）は、保谷駅北口開発に伴い、当該土地所有者から、周辺地の緑地保全及び開発などの相談を受け、その結果、都市における良好な自然環境となる民有地を将来に継承するため、平成24年11月に約1.1ヘクタール（総面積11,133.93㎡）を都市計画決定し、特別緑地保全地区として指定しました。

みどりの基本計画の方針である、シンボルとなるような「武蔵野の面影を残す屋敷林」などを保全することにより、みどりに包まれた西東京市の実現を目指す重要な位置づけとなる場所になっています。

### 【保全する緑地の概要】

下保谷四丁目特別緑地保全地区（以下「高橋家屋敷林」という。）は、西武池袋線保谷駅北口より約400mに位置します。都市化が進展する駅の近くにありながらも、屋敷林内には樹高20mを超えるケヤキ・シラカシ・スギなどの高木が残されており、武蔵野の面影を今に伝えています。豊かなみどりに包まれた良好な住環境の形成に寄与するとともに、市民に憩いを与える貴重な屋敷林です。

また、高橋家屋敷林は、特別緑地保全地区への指定以前から地域住民のボランティア活動などにより植生が管理されてきました。現在は、この屋敷林で活動していた複数のボランティア団体が統合されてできた「高橋家屋敷林保存会」（平成26年1月発足）が市と協働で、屋敷林の植生管理に努めています。

## 2 保全活用の基本方針

保全活用の計画策定に向けて、基本的な考え方を下記のとおりとします。

(1) 保全と活用を一体のものとする。

屋敷林の樹木はもともと燃料や堆肥や木材として活用されることで維持されてきた。高橋家屋敷林の管理にあたっては、活用することが保全につながるという考えのもと、保全と活用を分けて考えるのではなく、一体のものとする。

(2) 実証実験を通じて、新たな保全活用の可能性を見出していく。

活用の方法は、昔ながらのものだけでなく、現代社会にあった新たな保全活用の可能性を見いだして行く必要がある。そのために、高橋家屋敷林において土壌回復実験と植生・生き物調査、枯れ枝管理のシミュレーション、母屋・附属屋の建築実測調査と活用のシミュレーション、微気候的視点での屋敷林の快適性評価など、実証実験を行っていく。

(3) 地域に点在する地域資源を結びながら「面」として活動を展開する。

実証実験を行う際は、高橋家屋敷林という「点」での活動に止まらず、周辺の歴史・文化・教育などに関する様々な地域資源と関連づけ、それらを結びながら「面」として活動を展開することで、取組みの波及効果を広げていく。

(4) 地域住民との連携を通じて保全活用の担い手を育てていく。

活動の展開にあたっては、地域住民との連携を重視する。これまで管理にあたってきた「高橋家屋敷林保存会」に加え、将来を担う地域の子どもたちも含めた新たな主体を巻き込みながら、保全活用の担い手を育成していく。

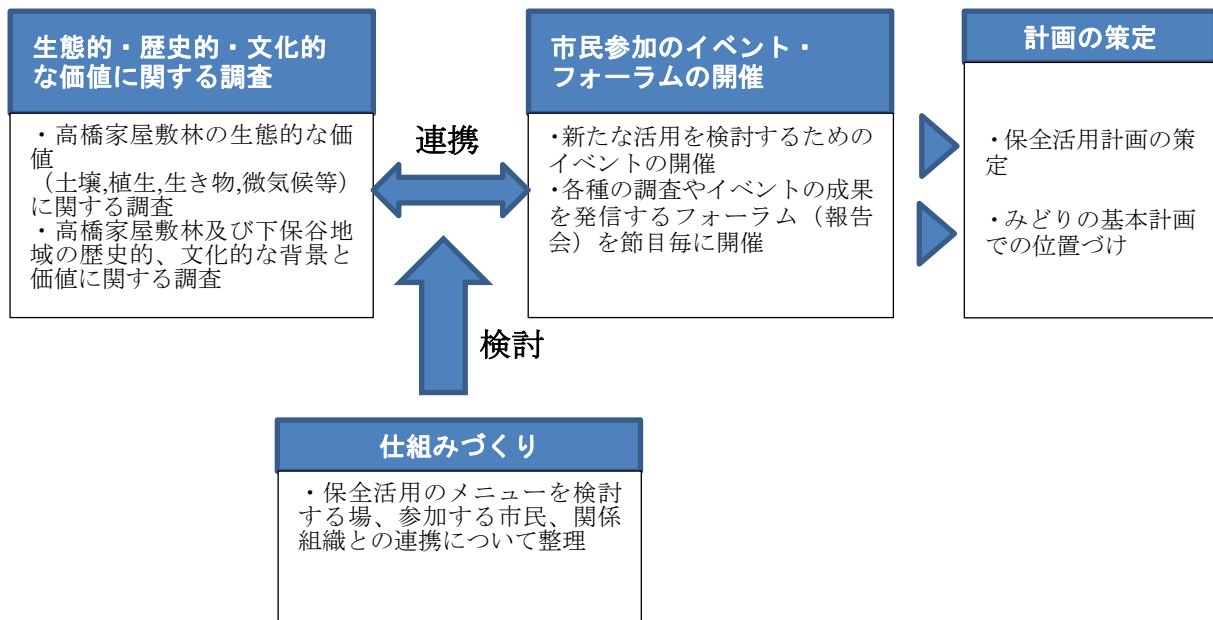
(5) コミュニティ形成の場としての新たな価値と役割を創出する。

以上の取組みを通じ、地域におけるコミュニティ形成の場としての高橋家屋敷林の新たな価値と役割を地域住民とともに創出し、下保谷地域の発展に繋げていく。

### 3 実現のためのプロセス

保全活用の基本方針を実現するためのプロセスについて、次のとおり整理します。

★実証実験、活用、価値の評価を同時進行ですすめる。



上図は、みどり環境部みどり公園課が事務局となり、庁内の連携を図るとともに、専門家と協議の上で必要な調査を企画調整し、適宜、市民ボランティアや地域住民と協働する調査と活用の仕組みづくりを示すものです。また、その活動の実績を、今後の計画策定に活かすプロセスを示しています。